

学校法人冬木学園役員および評議員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人冬木学園（以下「学園」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等の支給の基準に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、学園を主たる勤務場所とする理事であって、原則として、学園の職員を兼ねる者とする。
- (3) 非常勤理事とは、学園の職員を兼ねず、学園を主たる勤務場所としない理事をいう。
- (4) 常勤監事とは、監事のうち、学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (6) 常勤評議員とは、学園の職員を兼ねる評議員をいう。
- (7) 非常勤評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員または評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規則および退職金支給規則に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員または評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員および評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員および評議員に対しては、報酬を支給する。
- (2) 理事長、非常勤理事および非常勤監事に対しては、前号の報酬に加え退任慰労金を支給する。
- 2 役員および評議員の報酬については、理事会および評議員会への出欠に関わらず、支給するものとする。
- 3 役員および評議員が解任された場合、解任された者の報酬および退任慰労金の取扱いについては、解任を議決した機関において定めるものとする。この場合、解任の日以降の報酬および退任慰労金を支給せず、または報酬を返還させることができるものとする。

(役員の報酬額)

第4条 役員に対する報酬年額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長（常勤理事、非常勤理事を問わない。） 5,000,000 円
- (2) 業務執行理事（常勤理事） 192,000 円
- (3) 業務執行理事（非常勤理事） 288,000 円
- (4) 常勤理事（理事長、業務執行理事以外） 160,000 円
- (5) 非常勤理事（理事長、業務執行理事以外） 240,000 円
- (6) 非常勤監事 360,000 円
- 2 前項の規定にかかわらず、学園の職員を兼ねない常勤理事（理事長を除く。）を置く場合、その報酬については、評議員会に諮問したうえで、理事会において個別に定めるものとする。
- 3 常勤監事の報酬については、評議員会に諮問したうえで、理事会において個別に定めるものとする。

(退任慰労金)

第5条 退任慰労金については、理事長、非常勤理事および非常勤監事の退任時に、本人に支給する。

- 2 退任慰労金は、支給対象者の在任期間1年につき50,000円を支給する。1年未満の在任期間は、1年に繰上げる。
- 3 退任慰労金は、500,000円を上限として支給する。
- 4 死亡による退任の場合は、支給対象者の相続人に支給する。

(評議員の報酬額)

第6条 評議員に対する報酬年額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常勤評議員 80,000 円
- (2) 非常勤評議員 120,000 円

(報酬の支給方法等)

第7条 報酬は、役員および評議員の就任日の属する月を起点とし、第4条および第6条に定める年額を次の各項に基づき、支給する。

- 2 理事長に関しては、報酬年額を12で除した額（端数は年額最終支給時に調整する。）を、毎月21日（ただし、当日が金融機関の休日の場合は、その直前の営業日）に、本人の指定する本人名義の銀行口座に振

込むことで支払う。

- 3 理事長以外の役員および評議員に関しては、報酬年額を2分の1ずつ、12月と6月に、本人の指定する本人名義の銀行口座に振込むことで支払う。
- 4 理事長以外の役員および評議員のうち、6月または12月以外に就任した者の最初の報酬については、月割りで計算した金額を、就任後最初の6月または12月に支給する。
- 5 理事長以外の役員および評議員のうち、6月または12月以外に退任した者の最後の報酬については、月割りで計算した金額を、退任後最初の6月または12月に支給する。
- 6 報酬等は、所得税等を控除して支給する。
- 7 常勤評議員の報酬については、評議員手当として支給する。

（費用等）

第8条 役員および評議員が、その職務執行のために費用を要する場合、当該役員および評議員に対して、報酬とは別に費用の実費を支給する。

- 2 役員および評議員が、その職務執行のため出張した場合は、当該役員および評議員に対して旅費を支給する。旅費の取扱いは、学園旅費規則に準じる。

（作成、備え置きおよび閲覧）

第9条 学園は、毎会計年度終了後3月以内に、この規則を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規則の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 学園は、この規則を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間備えおくものとする。また、この規則を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項に定める閲覧請求に応ずることを可能とする。
- 3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規則を閲覧に供しなければならない。

（公表）

第10条 学園は、この規則を学園のホームページに公表する。

（事務）

第11条 この規則の事務は、法人総務部が行なう。

（改廃）

第12条 この規則の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて理事会が行なう。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

この第7条第3項の規定における令和7年6月の支払いに関しては、報酬年額の4分の1とする。

規則の施行をもって、学園役員報酬規則および学園役員退任慰労金規則を廃止する。